

廿日市ポートパークの利用許可船舶で遊漁船を営業している船長の皆様へ

令和8年3月25日

株式会社ひろしま港湾管理センター

扱い：マリーナ振興部 福島 吉浩

中下 達司

(緊急)

利用許可船舶を使用した（廿日市ポートパーク施設内の）営業行為は、  
広島県の規程※1により禁止されています。

廿日市ポートパークは、プレジャーボート・ヨットの放置艇対策として整備された簡易係留施設です。

改正遊漁船業法の業務規程※2 「利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項」の遊漁船利用者の乗降の安全が確保された施設でないと考えられます。

直ちに遊漁船乗客の施設内乗降を停止してください。

ホームページ等の乗船場所案内を廿日市ポートパークから他施設に変更してください。

遊漁船法で規定する「業務規程」の別表3（遊漁船の係留場所等）の「利用者の乗降場所」を他施設に変更し、  
写しを弊社に提出してください。 提出期限 令和8年4月15日まで

変更した乗降場所を記載した「業務規程」を広島県水産課に届出してください。

提出期限 変更した日より30日以内

※1 指定小型船舶特定係留施設使用基準 第三章 使用基準 第五条 禁止事項

九 指定管理者の事前の書面による承諾なく、継続的に許可船舶を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。

※2 改正遊漁船業法

第4条（登録の申請）3業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

業務規程例のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に該当する条項

（遊漁船の係留場所等）利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、別表3に定めるとおりとし、利用者が遊漁船に乗降する際に安全が確保されるものとします。

■遊漁船乗客の施設内の乗降が行われた場合は、廿日市ポートパークの利用許可の取り消しをします。

■遊漁船以外のご利用の皆様は遊漁船乗客の施設内乗降を見かけた場合は弊社までお知らせください。

■五日市漁港フィッシャリーナ（メイプルマリーナ）での遊漁船乗客の乗降について

五日市漁港フィッシャリーナは漁港施設であるため、遊漁船乗客の安全な乗降場所を提供する「フィッシングステーション」の営業を開始いたします。

当施設は、船側乗降、救命はしご、救命具整備等、遊漁船利用者の乗降の安全が確保された施設です。

希望される方は、別紙申込書（加盟申込書）と利用誓約書をお送りください。

・一定の審査を行い、結果通知をもって加盟の承認をいたします。

但し、申込者全員が加盟できない場合があります。審査の内容については回答いたしません。

・1次募集締め切り 令和8年4月15日 ・利用開始予定 令和8年4月20日